あつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

V　当該市町村が符号Uに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

W　符号Uに同じ。この場合において、符号U中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

X　当該市町村が符号Wに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

Y　符号Uに同じ。この場合において、符号U中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Z　符号Xに同じ。この場合において、符号X中「符号W」とあるのは「符号Y」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」と読み替えるものとする。

［略］

二　法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の㈠及び㈡によつて算定した額を合算した額とする。

㈠　法第十四条の二に規定する土地又は家屋で、㈡に規定するもの以外のもの

法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

ア　土地に係るもの

算式

A × 0.0105 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）

算式の符号

［略］

C　当該市町村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.014を超えるときは0.014とする。

イ　家屋に係るもの

算式

A × 0.00525 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）

算式の符号

A　アの算式の符号Aに同じ。

B　アの算式の符号Bに同じ。この場合において、アの算式の符号B中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）」と読み替えるものとする。

C　当該市町村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。

に係る不均一課税に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

V　当該市町村がUに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

W　算式の符号中Uに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

X　当該市町村がWに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

Y　算式の符号中Uに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Z　算式の符号中Xに同じ。この場合において、同符号中「W」とあるのは「Y」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」と読み替えるものとする。

［同左］

二　法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の㈠及び㈡によつて算定した額を合算した額とする。

㈠　法第十四条の二に規定する土地又は家屋で、㈡に規定するもの以外のもの

法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

ア　土地に係るもの

算式

A × 0.0105 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）

算式の符号

［同左］

C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.014を超えるときは0.014とする。

イ　家屋に係るもの

算式

A × 0.00525 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）

算式の符号

A　アの算式の符号中Aに同じ。

B　アの算式の符号中Bに同じ。

C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。